

神戶博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經濟論叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士 山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力	法學博士 河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士 米田庄太郎	三三
幕末の商稅論	經濟學博士 本庄榮治郎	三三
實際政策と政策原則	經濟學博士 作田 莊一	六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士 石川 興二	九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士 小山田小七	九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士 中川與之助	二二
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士 大塚 一朗	二九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士 松岡 孝兒	一〇
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士 堀江 保藏	一〇
財政學の基本問題	經濟學士 大谷 政敬	一八
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士 今西庄次郎	二〇
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士 中谷 實	二八
リストの國民生産力說	經濟學士 白杉庄一郎	三三
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士 島 恭彦	三〇

生産の構造と貿易	経済學士	松 井 清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	經濟學士	山岡 亮一	三六六
再保険と共同保険との接近	經濟學士	佐波 宣平	三〇三
耕地管理組合に就いて	經濟學博士	八木芳之助	三五五
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士	黒 正 巖	三三六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士	蜷川 虎三	三五三
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士	谷口 吉彦	三三三
昭和の税制改革	經濟學博士	汐見 三郎	三八五
自然利子論	文學博士	高田 保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商 學 士	武藤 長藏	四四〇
現段階に於ける租税體系	經濟學博士	土方 成美	四三七
支那南北辨	法學博士	財部 靜治	四九七
赤字公債の消化	經濟學博士	小島昌太郎	五二二

シュレーデルの王室金庫論

小山田 小七

この一小研究の目的はシュレーデルの著書王室金庫論が、財政學の發達と如何なる關係を持ち、如何なる役割を持つて居るかを確むるにある。

元來、獨逸に於ける財政學の萌芽は所謂官房學の中にあつて、官房學の發展に伴ひ自らの分解によつて漸次財政學は體系を整へて成立したものである、と云ふことは財政學史を採及するもの、等しく確認する所であり、又今日吾々が比較的容易に披見し得るユスチ以後の文獻に徴するも明かなことである。然し又翻つて考ふるに、官房學は今日から見れば實に種々錯雜した思想及學問の温床であつて、官房學者と普通數へられて居る人々でもそれ／＼特に提唱した方面は異つて居り、且又同一人にしても其著書によつて或は財政學に關係を深く持つて居る場合もあるし或は又殆んど何等の關係なきものと目し得る場合が少くない。この極めて簡明なことがらを無視して、單に官房學者、即ち王侯又は王室金庫を中心としての富國強兵を主張した人々だからと云ふ理由で、一概に先驅的財政學者と看るのは甚だ疑問と云はねばならぬ。私はたとへ王侯又は王室金庫を中心としたる富國強兵の論策であつても、財政の事象たる經費、收入、租稅、公債、財務等、又はそれ等のある部分と何等結合して考察

する所がなければ、それは單に政策論、就中經濟政策論に過ぎないもので、財政學とは直接には關係なしと思ふ。従つて又、財政學史上指摘せらるべき官房學者は財政學の發展と關係ある人々に限らるべきであると思ふ。何となれば、財政學史と關係のない官房學者を指摘し紹介するのは、財政學史上たゞに無意味と云ふに止まらず徒らに該學史を混亂せしむるからである。かくの如き立場から、即ち財政學史的觀點から官房學者を選択する必要が生ずるが、この選擇は從來十分満足さるべき状態には研究されて居らなかつたやうに思はるゝ。例へばホルニツクの塙國至上論の如きがそれである。¹⁾

茲に研究せんとするシュレーデルも亦疑問視さるべき一人である。何となれば財政學史又は官房學史を研究する人々の取扱ひ方が甚だ相違して居るからである。^(註一)従つて又之を研究することはたゞに興味あることのみでなく財政學史上必要なこともある。

(註一) 例ば、シュタイン²⁾、ゲフツケン³⁾、エーエベルグ⁴⁾、等の財政學史には除外され、ワゲネル⁵⁾、マイヤー⁶⁾、ロツツ⁷⁾、等それには採擇せられて居る。

二

シュレーデルの主著たる王室金庫論の内容を検討するに先立つて一應、彼の閱歷と彼の他の著書とを紹介する。蓋し彼の主著に盛られて居る思想を十分に理解する爲めには、之等のことがらに關する一應の理解が是非必要だからである。

彼の一生の閱歷に就てはスルビツクの研究によつて正確になつたと云はれて居るにも拘らず、其後に於ても、

- 1) 拙稿、ホルニツクの塙國至上論、大阪商科大学經濟研究年報第十號七十七頁以下
- 2) Stein, Fw. (Finanzwissenschaft の略字) 5 Aufl. 1 Bd. 3) Geffken, Wesen, Aufgaben u. Geschichte d. Fw. (Schönbergs Handbuch d. P. Ö. 4 Aufl. III Bd.)
- 4) Eheberg, Geschichte d. Fw. (Handwörterbuch d. Staatswissenschaften 4 Aufl. IV Bd. S. 158)
- 5) Wagner, Fw. I Theil 3 Aufl. S. 34-

而もこの文献を参考とした彼の傳記に於ても、尙依然として異説が行はれて居る。従つて必ずしも十分明確ではないやうに思はるゝ。然し大體に於て、彼は一六四〇年、ザクセン・コーブルグのケーニグスベルグ(註二)に於て生れたと云はれて居る。彼の父はウイルヘルム・フオン・シュレーデルと稱し、後年はゴータ侯の官廷官吏の高位に昇つた人であつたから、彼も幼時はその子弟として宮廷で教育を受け、一六五九年に至つて法律學を學ぶ爲めにイエナの大學に入學した。然しこゝでは一年を過したのみで同大學を自ら廢して和蘭に赴き、次いで英國に渡つた。此の渡英はたとへ決定的とは云ひ得ないにしても極めて重大なる影響を彼に與へた。それは一は英國の先進的な商工業を知り得たことである。之は彼が後年墺國に招かれる因をなすに至つた。二は交友としてホツプスやペツテノ等を持ち更にマンヤロー等の思想を知り得たことである。之等の人々の影響は彼の著書の各所に現れて居るのである。因みに彼は欽定科學協會の一員ともなつた。更に彼は鍊金家デイグビー(註三)とも相知り自然科學研究の動機をも得た。彼が後年に至り鍊金術を信奉したのは主として此關係による。一六六三年に歸國シイエナ大學に學位論文を出したが、餘りに神權說的國家觀であつたから之は拒否された。それ以後彼は故郷を去り或は度々渡英したり或は又獨乙の諸侯を訪ねたりして居たが、遂に一六七三年墺國王レオポルド一世に見出され、同國の商工業促進方法研究の命を受けて渡英した。翌年ウインに歸來し、從來ベツヒヤーによつて支配されて居た王立模範工場を新に組織すべき地位に就いた。然しペストの流行其他彼に不利な事情の爲に一六八三年其地位を去らねばならなかつた。尙同年トルコ軍の侵入によつて同工場は燒失した。而も尙彼は自己の企圖を遂行せんと志し茲に一六八四年、鍊金術の教、及び一六八六年、王室金庫論、の二著を公にした。一六八四年再び王に用ひられ

35. 6) Mayer, Geschichte d. Finanzwirtschaft u. Fw. vom Spätmittelalter bis zum Ende d. 18 Jahrh. (Handbuch d. Fw. I Bd. S. 242) 7) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 54.

8) Zielenziger, Die Alten deutschen Kameralisten. S. 295.

9) Königsberg in Sachsen-Coburg.

10) Kcnelm Digby

ハンガリーのヂブセル及びプレスブルグ¹¹⁾の王室會計顧問となつたが、その企圖を實行する間もなく一六八八年ハ
ンガリーのエペリースで死んだ。^(註四)12)

かくの如き閱歴以外に彼の思想に影響したであらうと考へ得らるゝこと、即ち當時の墺國及び其周圍の國々の
事情、及び當時の獨逸、英佛の重商主義者に就ては他の拙文に述べたから茲では省くこととする。¹³⁾

彼の論著は四つある。其一は『大臣論』であつて、之は一六六三年イエナ大學に提出した學位論文の第三部に當
ることである。^(註五) 其二は『鍊金術の教』^(註六)、其三は『王室金庫論』であつて、^(註七) 其四は『王侯の絶對權に關する政治論』
であるが、^(註八) 之は其三の一七一三年版の附録として書かれたものであると云ふ。但し其三とは分離した獨立の小冊
子であつた。尙この外に二つの論文があると云ふ。^(註九)

これ等の内、其主著は云ふまでもなく其三の王室金庫論であつて、他の三はこの附屬書に過ぎない。何となれば、其一と其四とはその内容に於て共に、彼が抱いて居た、むしろホツプスから著しく影響を受けた神權説的な、
絶對主義的な國家觀、君主觀を稍々詳細に説いたものに過ぎない。之は王室金庫論の各所に現れて來る思想であ
るが、最もよく纏つて論述されて居るのは、序文及第一章である。從てこの二書は序文及第一章の注釋と看られ
得るものである。其二の鍊金術の教に至りては一見全く關係なきが如きも、王室金庫論の中で人々が所得を増加
する一方法として、¹⁴⁾ 又一國內に於ける金、銀を獲得する一方法として鍊金術が取扱れて居る所を以つてすれば、
其二も亦其三の注釋書に過ぎないこととなる。從つて其三が彼の主著で他は凡て附屬書と見られ得るものであ
る。かゝる故にや、王室金庫論は版を重ねるに従ひ之等のものと合本するに至つた。私が今利用しつゝある一七

11) Zipsen u. Pressburg.

12) Eperies.

13) 拙稿、前出、八〇—八一頁。

14) Schröder, Fürstliche Schatz- und Rent-Kammer, 1744. Cap. 27. S. 95

15) Schröder, a. a. O. Cap. 66. S. 185

四四年版には完全に之等の三者は合本せられ、其三、其四、其二及び其一の順序に排列して通し頁が付してある有様である。^(註七)

(註二) スモール¹⁶⁾、スタムハムマー¹⁷⁾は生年は不明なりと云ふ。リツペルト¹⁸⁾は生年及び生地も不明とする。

因みにシムレーデルの全姓名は Wilhelm Freiherr von Schröder¹⁹⁾、其イニシャルは W·F·v·S である。父は Wilhelm vom Schröder である。尚、ヘクセルは Schröder とも綴ると云ふけれども、此綴はヘクセルのみの主張する所である。

(註三) 何年に Royal Society of Science の一員となつたかに就ては明かでない。スモールは一六六三年から一六七三年の間であると云ふけれども、²⁰⁾之では餘りに漠然として居る。

(註四) スタムハムマーは一六八九年なりとする。²¹⁾

(註五) 書名は、Dissertatio de Ministrissimo, Von Ober-Statts-Beidienten で一六六三年にラテン語で書かれたものを、一六七三年に獨譯したものである。二十一頁の分量である。

(註六) 書名は、Nothwendiger Unterricht vom Goldmachen. 因みに本書はウムペルトの官房學書目には見えぬ。

(註七) 書名は、Fürstliche Schatz- und Rent-Kammer. 初版は一六八六年に殆んど一致する。たゞスペインのみは一六八五年とする。²²⁾ 重版の數に就いては、一七〇四年、一七一三年、一七一八年、一七三七年、一七四四年、一七五二年の八版説が多²³⁾いけれども(例ば、ロツシャヤー、²³⁾イヤーン、²⁴⁾ウンペルト等)六版説(例へばスタムハムマー)、²⁵⁾九版説(例ばチーレンチーガー、²⁷⁾リツペルト等)もある。スモールは初版はタイトル頁に著者名なしと云ふもこの説他でない。版數と内容の變化に就ては直接に比較するだけの數版の書物を持たないので不明であるが、ロツシャヤー及びスモール(初版を利用せりと云ふ)の指摘する章と私が利用して居る一七四四年版の各章を照合するに兩學者の指摘する所は私の利用版より一章前に當る。従て三版までに一章を加へたるものならんかと推察される。尚、本文上述の如く一七四四年版には他の三著者が合併せられて居るけれどもこの合併が何版に於て行れたかを説明せる文獻を未だ見ない。今一七四四年版によつて體裁を見るに、タイトルは Fürstliche

16) Small, Cameralists. p. 136

17) Stammhammer, Schröder, von Wilh. (Handwörterbuch der Staatswissenschaften 3 Aufl. VII Bd. S. 317

18) Lippert, Schröder, von Wilh. (Wörterbuch d. Volkswirtschaftslehre 3 Aufl. II Bd. S. 740

19) Hecksher, Der Merkantilismus. II Bd. S. 240

20) Small, a. a. O. P. 136. 21) Stammhammer, a. a. O. S. 317.

Schatz- und Rent-Kammer, nebst seinem Tractat von Goldmachen wie auch vom Ministrissimo oder Ober-Staats-Bedienten となつて居り、タイトル頁の次に皇帝に對する獻呈の辭が五頁続き、更に二十五頁の序文がある。内容目次なく直ちに本文に入り、本文三七二頁を百十章に分つ。合併したる三者をも加へた總頁數は四八四頁で、其後に十一頁の牽引を附する。其大きは16×11cm。本文に於て、王室金庫論の頁を指摘する場合は凡て本書による。分量も同斷。

(註八) 書名は、Disquisitio politica von absoluten Fürsten Recht. 分量は三十頁。

(註九) 其一の論文は彼がイェナ大學在學中にもつた教會法に關する論文で、他は同大學に提出した學位請求論文である。

後者の第三部は其一の著書となつたが他は不明である。尙ウ・ンベルトによれば、Schröder: Wohlfahrtsrichter, profitabler Landbauer, Erfurt 1713 と云ふ一書があるけれども、³⁰⁾之は恐らく彼のものとは思はれない。蓋し年代が少し後れて居るし、且つW・vonがないからである。

三

一 政治論 扱て彼の主著王室金庫論が財政學と關係する限りに於て其内容を簡單に窺はんとするのであるが、それには彼の理論の前提となり思想の根柢となつて居る彼の國家觀に一瞥を與へて置くことが便利である。

彼の考へによれば、王侯の權利は (Fürsten-Recht) 凡て神によつて授けられて居るものであつて、契約説の説くが如く人々の契約によつて發生したものである。加之その權利は絶對的なもので他より制約を受くべき性質のものではない。實に神は其權利の細目に至るまで聖書に已に示して居るのである。從て基督教國に於てはかくの如き神の意思に基いて王侯は政治をなし、人民は政治を受けなければならぬ。³¹⁾ 従つて又、彼の考へによれば、貴族政治及び民主政治の如きは問題とならぬ。君主政治にありても暴君政治は反基督教的であるから採るべきでない。³²⁾ それ故に残る所は暴君政治でない君主政治であるが、此場合に於ても政治の仕方に二通りありとする。一

- 22) Spann, Die Haupttheorien der Volkswirtschaftslehre. 10 Aufl. S. 18
 23) Roscher, Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland. S. 294.
 24) Jahn, Schröder, von Wilh. (Handwörterbuch d. Staatswissenschaften 4. Aufl. VII Bd. S. 255. 25) Humpert, Bibliographie d. Kameralwissenschaften, S. 9 26) Stammhammer, a. a. O., S. 318 27) Zielenziger, a. a. O., S. 298
 28) Lippert, a. a. O., S. 740 29) Small, a. a. O., P. 135

は國內の優れた人々を重用して政治をなす方法で、他は民衆 (Gemeiner Mann) を友として相談をして行く方法であるが、前の方法による時は優れた人々は漸次勢力を張り、野心を持つに至り遂に王侯の權利に制肘を加ふに至る等のが起る。又後の方法による時は、民衆は多く衆愚 (Pöbel) であるから徒らに政治の内容に立入りて之を聞き且つ干渉せんとする等のが起る。然し『凡ての王侯は何れを採用すべきかを最もよく知つて居るから、此二者に就ての判断は私には下せない』³³⁾ としては居る。然し之は暗々裡にその何れをも拒否せるものであることは、本論の各所に散見する斷片的文句からでも明かである。此王侯の專政の是認は王侯の絶對的權利を認むる當然の歸結であらう。而て此絶對的權利を確保し且益々振張せんが爲めには常備軍と金庫に於ける十分の金錢とを必要とする。而も金錢は常備軍を維持し、必要に應じて動員開戦せしむるにも亦必要である。³⁴⁾ 然し軍隊のことに就ては之を他に論ずる人があるであらうから、彼は専ら金錢に關する事のみを研究せんとするものである。³⁵⁾ として經濟的又は財政的方面へ關係をつけ視野を限定する。十分の金錢はかくの如く王侯の權利を確保する二大支柱の一と考へて居るけれども、一旦目を經濟的關係に轉するに至つては『王侯の利益は人民の利益と相互に結合する』³⁶⁾ のみでなく、實は『人民の幸福と富裕とが基礎である』³⁷⁾。此基礎の上に於て始めて王侯の凡ての幸福が存するのである。従つて王侯は人民の幸福と富裕を計らねばならぬ。之は恰も『王侯は家父と同一であり』、人民は小供、即ち『國の子供 (Landes-Kindel)』でありとするに等しい。³⁸⁾ 『收穫を得んとする家父は其土地を耕作せなければならぬ』³⁹⁾。又肉を欲すれば牧畜し、牛乳が欲すれば良く飼はねばならぬと同様に、『王侯は先づ第一に人民に良き營養を給與せなければならぬ』⁴⁰⁾。かくの如く人民の幸福及び富裕を重要する態度は、たとひそれが王侯の絶對

30) Humpert, a. a. O., S. 17.
 31) Schröder, a. a. O., S. 371 (Disquisitio Politica vom absoluten Fürsten Recht.)
 32) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 15
 33) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 15
 34) Schröder, a. a. O., Vorrede. S. 16-17
 35) Schröder, a. a. O., Vorrede. S. 17
 36) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 17-18

權維持の一方便として考へられたにしても、漸次、所謂幸福論者の國家觀 (Eudamionischer Staat) に近づいて居るもので⁴¹⁾、且又經濟的にも王侯も人民も有機的に結合するとの見解を現して居るものと云へる。かくて『如何にすれば王侯は人民若くは國家をして富裕ならしめ又財産持ちならしめ得るか』⁴³⁾ かく、主要問題となるのであるが、之は何所までも王侯の金庫を豊ならしめ以て王侯の權利を確保ならしむる爲めとの前提の下に於て問題となるのである。

二 財政論 上述の様な政治的見解によつて財政を見る彼が王室金庫の十分豊富なるべき理由を本書の第一章に於て論じて居るのは蓋し當然であらう。其冒頭に『金庫に少しの財寶を持たずして却つて其人民及び國家の好意に待つ王侯は恰も竹馬に乗つて歩むが如し、此の如き場合には國民の氣持は恰も或る一匹の兎をも捕へ得ぬ跛の犬となる』⁴⁴⁾と云ふ。即ち彼によれば國民の多くは衆愚であるから、王侯や國家の事情及び將來に就て知る所なく、只自己の幸福利益のみを念とするものである。従て王侯の金庫が衆愚に頼る場合は衆愚に對して凡てを知らしめる必要があり、場合によれば動亂を誘發する危険もある。更に又、王侯の意思は其制肘を受けて實現せられないこともある。かくて王侯の權力は弱められ王侯の意思に反對するに至る。⁴⁵⁾ 故に『王侯が自ら人民より獨立し且絶對的ならんとすれば、常備軍を手中に置き金錢を金箱に置くことが、最も確實にして王侯に最も有利なものと思ふ』⁴⁶⁾要之、王侯自ら十分の財寶を所有することが、王侯を絶對的ならしむるに必要不可欠と云ふにあるが、之は上述の政治的見解の財政への再表現である。

扱て十分の財寶又は金錢を所有せんとすれば一面經費に注意を拂ひ、他面收入増加を計らねばならぬが、之等の

37) Schröder, a. a. O., Vorrede, S. 18
 38) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 19
 39) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 19-20
 40) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 19
 41) Zielenziger, a. a. O., S. 299-300
 42) Mayer, a. a. O.; S. 242
 43) Schröder, a. a. O., S. 1.
 44) Schröder, a. a. O., S. 1.
 45) Schröder, a. a. O., S. 1-3
 46) Schröder, a. a. O., S. 9

ことを行ふに就ては先づ以て財務及び財務官吏に就て考察する所がなければならぬとして第二章を之に當つる。⁴⁷⁾ 彼は先づ戦争金庫 (Kriegs Cassa) と公商業金庫 (Cassa pro negotiis publicis) とを普通一般の金庫から一定の方法によりて分離し、各々指定の金錢を收納して會計すべきものとする。⁴⁸⁾ 之は今日謂ふ所の特別會計の設置を説いたものであつて、前者は所謂戦争準備金に相當し、後者は企業特別會計に相當するものである。後者は、彼の考によれば工場經營(マニファクトール)及び商業は収入を上ぐる方法として有利であり、特に工業經營は推賞すべきものであるから、之等を經理する爲めに必要とするのである。かく一般金庫と特別金庫とを分離すべしと説く彼も未だ王室金庫と國家の金庫とを分離すべしとは説かない。この後の意味の分離は王侯の絶對權に反するとでも考へたのかも判らないが、とにかく何等の意見を發見するを得ない。次に財務官吏の任務は經費の正しい分配と収入の増加にありとなし、この任務が適正に行はれて居ないとして居る。特に、如何なる方法によつて最もよく王侯の所得を増加し得るやの問題の凡てを研究するに金庫官吏 (Camerarier) は満足な状態にない。⁴⁹⁾ 又凡ての事を根本的に考察研究する時間の餘裕もない。従て尙良い方法が残されたまゝになつて居る。之は王室金庫を豊富にする點からして實に遺憾なことである。従て金庫官吏を二分せねばならぬ。其一は専ら收支を掌る官吏で、多大の俸給を受け必然的に王侯の爲めに私利を離れて任務を盡さしむる。而て此種の官吏の爲めには俸給支拂の爲めの特別基金を設けることが必要である。⁵⁰⁾ 之れ即ち所謂支出官及び收入官の獨立を策し尙併せて其腐敗を防がんとするものである。而て其二は専ら王侯の所得を増加することを、即ち如何なる方法によれば増加し得るや、何處に財源が存するか、國の内外の實情如何等を常に留意し、情報を蒐め、之に關する提案をなし計畫を樹つるこ

47) Schröder, a. a. O., S. 10-19
48) Schröder, a. a. O., S. 12
49) Schröder, a. a. O., S. 12-13.

とを任務とし、有識家及び經驗者を以つて當つべきものとする。⁵¹⁾之、即ち所謂調査官の設置を唱ふると云ふべしである。而て之等の財務機構は全部彼の發案ではなく一部分は英國の事例に其範を採るものであるけれども、⁵²⁾當時の墺國に於ては先進的の見解であつたに違ひない。又、今日大體に於て實現せられて居るこの財政機構が已に二百五十餘年前に提案せられて居ると云ふのは一興である。

次に彼の經費に關する所論を見るに、それは殆んど節約に關する議論に終始して居る。而も節約を如何に重要視したるか、四章乃至六章の三章、二十頁を當てゝ居るのを見ても推察さるゝ。彼がかく節約を重ずる所以は「注意深き節約を以て富を招來するよりも大なる収入はない」⁵³⁾との言を其冒頭に掲げて居る様に、王侯の金庫を富裕になすに必要だからである。即ち節約を消極的収入方法と見るのであつて、今日所謂節約の原則が意味して居る所と多少異つて居る。加之、彼の節約は王侯の爲めのみのものであるから、王侯の爲めにならぬ節約は爲すを要しないことゝなる。之は全く彼の政治的見解から來るものである。彼によれば、節約は常に念とせなければならぬ徳ではあるけれども、一般的に、第一にそれが爲に吝嗇に陥つてはならぬ。吝嗇は又別の不幸及び罪惡の根源たるものである。⁵⁴⁾第二に餘りに多くの金錢を人民より徴して而も節約して金庫に藏してはならぬ。之は、かくすれば遂には國家も王侯も衰退し貧困に陥るに至る。⁵⁵⁾従てこの二點に就ては健全なる理性を以て處して行かなければならぬとする。更に特に王侯を中心として節約を考ふるに、第一其私生活上、休養を取つて銳氣を得る爲めにする場合、王侯たるの威儀を正すに必要なもの及び王侯の妃に要する費用は節約してはならぬ。第二に公の生活上、即ち政治上では、親衛兵、常備軍及び諜報に要する經費、官吏等の報酬、功績者に對する年金等は節約して

50) Schröder, a. a. O., S. 17
 51) Schröder, a. a. O., S. 16
 52) Schröder, a. a. O., S. 17-18
 53) Schröder, a. a. O., S. 23
 54) Schröder, a. a. O., S. 28
 55) Schröder, a. a. O., S. 30

はならないと云ふ。⁵⁶⁾而てこの王侯の公私の生活上の節約不要に就ては各別に種々の理由を上げて説明して居るが、要する所は王侯の権力維持と絶対性の支持より來るものと見ることが出来るであらう。彼がかくの如く宮廷生活を比較的寛大に見た點は、國民經濟的に奢侈を比較的寛大に、場合によりては商工業上有利にさへ解釋して居る點と共に、⁵⁷⁾彼の先人たるホルニツクの見解と全く對蹠をなすものである。⁵⁸⁾

次に彼の收入に關する見解を見よう。彼は收入源としては、王有土地、租税、特權、營利、緊急の場合には財産の賣却及び賣官等を考へて居たものゝやうである。之は纏めて收入の種類などとして數へ上げられては居らなけれども、本書の各所に散見する所を綜合して推測せらるゝ所である。⁵⁹⁾然し此内特に論ぜられて居るのは租税のみである。之は恐らく、土地、特權、財産の賣却及び賣官等は當時も早や財源としての將來性又は發展性を失ひ、積極的に王の財寶を集積するに不十分であり、又營利收入は一部分は特權收入に蔽はれ、他の新興のものは全く存在せないか、發達不充分で經驗が少ないから、從つて之等を財源として攻究せなかつたことゝ、租税論争を経て漸く課税が財政に關する議論の中心になりつゝあつたことの結果と思はるゝ。即ち、租税收入中心時代への轉換期の時代的反映でもあらうか。彼の考へによれば、「人民は王侯を支持する爲めに貢納すべきであり、課税を負擔すべきものである」。⁶⁰⁾而て之は古から認められ且古來租税の存する所以でもある。而も益々新しい租税が考へられ、租税の名稱を數多く考へ得る金庫官吏が勝れたるものゝ如くにさへ思はれて居る。事實又古來存する租税は之を廢止し得ないのみでなく、必要の際には臨時的に新增税をなさなければならぬ。然しそれは一定の時に限り、而も慎重を要し、其爲に人民を苦痛に陥れ廢退に追込んでならぬ。⁶¹⁾然らば課税の現状は満足す

- 56) Schröder, a. a. O., S. 23-41
57) Schröder, a. a. O., S. 172-173
58) 拙稿、前出、八八頁。
59) Z. B. Schröder, a. a. O., S. 8., S. 11.
60) Schröder, a. a. O., S. 20
61) Schröder, a. a. O., S. 21

べき状態かと云ふに然らぬ。それは平等が維持され難い状態にあるからだ。而て課税平等の維持不可能は苛斂誅求が行はれて居るからで、其結果は民衆を益と貧困に陥れ、遂に負擔に耐へ得ずして昇天せんことを願ひ、復讐されるまで神の溫き御心に訴へんとする。かくては、王侯の富を作る者 (Reichsmacher) 即ち金庫官吏は國土上に罰を齎すものであり、血を流さしむるものである。⁶³⁾ 然しかくの如きは金錢を獲んが爲に子を生む元までも賣却するに等しく全く方策を誤つて居るものである。且又政治論的に見た王侯と人民との經濟的有機的關係からもかくの如きことは許されない。それ故に王侯の絶對的權利からは、王侯が欲するだけの金錢を人民から徴し得るとしても、それは貧富、所得及び收入の差を無視して一律に徴し得ないこととなる。即ち收得を上げて居る所から徴せねばならぬ。⁶⁴⁾ 以上の様な課税に關する彼の見解を通して吾々が判斷し得る所は、課税は平等でなくてはならぬ。その平等は各人の收得に對して平等の負擔となるを要すると云ふ課税觀である。而て之は今日所謂課税に於ける平等の原則に非常に接近した見解であることは云ふまでもない。然し今日の理論の如く明確ではない。

次に彼が問題とするのは、然らば人々は收得をあげて居るや否やと云ふことである。彼は、粗雜の批難は免れないにしても、各種の品物の例を示して、諸物の價格が騰貴せるに拘らずよく消費せられるのは即ち人々が儲けて居る證左であるとして、人民の收得の増進を肯定して居る。⁶⁵⁾ 従て王侯が一定の分量を徴すべき所から徴するが如くに課税に規則あらしむれば、金錢は決して不足せぬだけは收納し得る。⁶⁶⁾ 而てかくして得たる收入を以て、王侯は更に美しき都市を建設し、多くの寺院を造營し、其他王侯自身の威儀を正すべき壯嚴華美をなすならば、それは、人々に職を與へ、金錢を支拂ふこととなる。故に『王侯が一人から金錢を徴し、他人に又與ふる場合には

62) Schröder, a. a. O., S. 21

63) Schröder, a. a. O., S. 22

64) Schröder, a. a. O., S. 42-43.

65) Schröder, a. a. O., S. 43-46

66) Schröder, a. a. O., S. 46

王侯は偉大なる國家の交換主 (Wechselherr d. Landes) であると予は正當に呼び得る⁶⁷⁾。茲に於てか彼は租税を専ら王室金庫を充す方便、即ち收入目的のみを有するものと見る目を轉じて、租税が經費と相俟つてなす人々の所得又は富の所有の轉換作用を認めたることとなる。即ち今日の租税による富の再分配の思想が原始的ながら彼によつて表明されて居ると云ひ得る。

以上の様な考へ方から王侯は是非、何人が收得を上げて居るか、何處に徴せられるべきものがあるか、反對に何處には課税してはならないかを知らねばならぬ。加之、この事は課税の平等を期する上からも亦是非必要なことである。實は、之等のことを知らずして課税するから、苛斂誅求となるなやうな不満足な状態となるのである⁶⁸⁾。然るに之等のことを悉く知ると云ふことは甚だ容易ではない。然し國民は、僧侶、貴族、農民、工業者、商人、官吏、物品貸付業者、金貸付業者、及び技藝者の九種からなつて居るから、それ等の所得が如何なるものであり、又如何にして評量すべきものであるかを順を追ふて研究すべしとして、之等の人々の定義を始めとして其各々の所得の成立其他に就て議論を進めて居る。而て、その所得の有無分量は、それを生ずる基礎的諸事項と共に調査記録することを提議し、調査様式までも掲げて居る⁶⁹⁾。之は政治算術學派の影響として注目すべきことである。

ともあれ彼の議論もこゝまで來ると餘程所謂財政學とは遠ざかりつゝあるものと云はねばならぬ。私見によれば、此所得の性質及び調査方法までがせいゝ財政學的な彼の見解と見らるべきもので、之に續く二十八章の警察に關する章以下はむしろ次の經濟的理論に屬するものと思ふ。たゞ二十七章に於て彼が、人々が收得の一方法⁷⁰⁾

67) Schröder, a. a. O., S. 47

68) Schröder, a. a. O., S. 21. S. 48

69) Schröder, a. a. O., S. 50-S. 95 (Cap. IX-XXVII)

70) Schröder. a.a. O., S. 95

として鍊金術を上げて居るのは特に注意して置く必要がある。蓋し鍊金術を彼が眞に信奉したりとすれば、彼が千萬言を費して著した本書は自ら不用となり、彼が考案した幾多の王室金庫を豊富ならしむる方法並に國民經濟繁榮策は無價値に終るからである。尙又二十八章以後の章に於ても全然財政問題と無關係と云ふ譯ではない。例ば關稅は屢々論ぜられて居る。⁷¹⁾然しそれは、貿易政策、國內工業の保護政策の立場からであつて必ずしも財政的立場からではない。又銀行の設立を論ずるに方つて、之を王侯の一財源として賞揚する文句があるけれども。⁷²⁾之も其重點は銀行の設立にあつて王室金庫との關係は附屬的に言及したるの觀がある。尙其他王室金庫との關係に一言觸れる場合もあるけれども何れも申譯に觸れて行く程度である。

三 經濟論 上述の財政論でも已に想像し得らるゝやうに、王室金庫を富まさんとすれば課稅にもよらなければならぬ。而て課稅は人民の所得の有無大小によつてなさなければならぬ。然らば人民をして出來得る限り所得を多く得さしめなくてはならぬ。而て之は彼の君民の經濟的有機的結合と云ふ政治的見解からも、先づ人民を富まさなければならぬとすることゝ表裏するものである。以上のやうな三段論理の結果として人民をして所得あらしむる方策、從て又國民經濟を富ましむる方策の研究が必然的となる譯である。かくて彼の經濟論が始まるのであるが、彼の經濟論は常に其最前提には王侯の絶對的又は王室金庫が控へて居ることに注意して置かねばならぬ。⁷³⁾彼の經濟論は所謂重商主義的のものであることは凡ての學者の意見の一致して居る所である。從て茲では彼の著書の文言を引證して之を論ずることは止めやうと思ふ。又それはこの小研究の目的でもない。要するに、一國の富は金及び銀を以て測定し得ること、從て金銀を出來る丈け多く保有すべきこと、其爲めには鑛山の開發、質

71) Z. B. Schröder; a. a. O., S. 317

72) Schröder, a. a. O., S. 249

73) Small, a. a. O., P. 167

74) Schröder, a. a. O., S. 219

75) Schröder, a. a. O., S. 141-150

76) Schröder, a. a. O., S. 234

易上の受取勘定の多からんことを期すべきこと、外國貿易と關係して國內工業及び外國貿易を隆盛ならしむること、從てギルドに反對しマニファクトールを獎勵すること、原料の國內保有、勞賃低廉の爲の食料品の問題、農工商業の調和を計るべきこと、人口問題等々、凡て、其論ずる所多少の相違はあるにしても、所謂重商主義的と云はれて居るものと其軌を殆んど一にして居る。たゞ彼の論ずる所に就て特に注意に値する部分は、英國の事例に倣つて貨幣の自由鑄造制度を有利として紹介したこと、⁷⁴⁾ 今日とは多少違つた意味ではあるが比較的自由的な貿易を主張したこと、⁷⁵⁾ 銀行の必要有利なこと及其設立計畫を詳細に互りて論じたこと、⁷⁶⁾ 外國爲替、手形、爲替相場、通貨等廣義の財政又は所謂金融に關する議論が比較的に多いこと等であらう。而て之等の事項に關する議論が又他の重商主義者との區別ともなり又關連ともなる次第で興味深々たるものがあるが、それは他の研究者に待つ。⁷⁷⁾

(註十) この Cameralist と云ふ字は今日はこの時代と全く異つた意味に用ひられて居るが、この意味の轉化が何時何人の書によつて表明せらるゝに至つたかは興味あることであるが未だ明かでない。

(註十一) 例へば、自由貿易はマンの影響だと云ふし、⁷⁸⁾ 銀行の設立は先人ベツヒャーによつても唱道せられて居ると云ふが如きである。

四

財政學との關係を中心として見た王室金庫論の内容は簡單ながら以上紹介した通りであるが、扨て、本書を財政學史上如何なる地位に据ゆるべきか。卑見を述べれば、ホルニツクの墺國至上論を財政學に關係なしと論斷し得たやうに、⁷⁹⁾ 本書も亦關係なしとは云ひ得ない。さればとて、ユスチの國家經濟論が關係ありと云ふ意味及び程度⁸⁰⁾

77) Zielenziger, a. a. O., S. 310

78) Becher, Politische Discurs. には副題の中に既に Wechselbank を入れて居る程である。

79) 拙稿、前出

80) Justi, Staatswirtschaft. 2 Aufl. 1758

に於て本書も亦關係ありとは云ひ得ない。換言すれば、本書は、財務、經費の節約及び租税に就て財政學に關係がある。而も當時としては示唆に富む部分を含んでは居る。けれどもそれは本書全體から見れば一部分に過ぎない。たゞ、何れの部分に彼が最重要を置いたかと云ふことは判定の分岐點として問題となると思はれるが、重商主義的經濟論に重點を置いたと見る方が本書の構造上、各部の分量上、及び通讀後の感じの上から妥當のやうに思はる。従て結論としてはワグネルの本書は「國民經濟的及び財政的の原理的傾向を示して居る。それなくば此著者は單に極端な專政主義者にして嚴格なる重商主義者たるに過ぎない」⁸¹⁾と云ふ批評に贊意を表する。即ち財政學的傾向を示して居ると云ふ點で財政學史と關係を持ち、その限りに於て該學史上の一文獻とするに足る。ニールセンの如く、實際的政治の人で王侯の金庫を豊富にする著述者の如く見るは當らずと評する⁸²⁾のは勿論、學史上全然省略するのも場合によつては適當ではない。それと同様に本書を全く財政學的文獻の如く見るのも正當でないと信ずる。(昭一二・三・一八)

81) Wagner, a. a. O., S. 35

82) Nielsen, Die Entstehung der deutschen Kameralwissenschaft im 17. Jahrhundert. S. 92